

人口減少・少子高齢化と地方公共団体の最近の動向

信金中金月報掲載論文編集副委員長

藤野 次雄

(横浜市立大学名誉教授・国際マネジメント研究科客員教授)

筆者は最近、関東学院大学と雑誌『横浜ウォーカー』主催の「横浜と金融」をテーマとする特別公開講座「横浜学」のなかで、「地域密着型金融と地域金融機関・協同組織金融機関 信用金庫」というタイトルで講演を行った。同じ地域金融機関であっても、協同組織金融機関である信用金庫は、信用金庫毎に定款により地区を定めることとなっており、原則として地区内の個人や中小企業にのみ融資が可能という特色を有している。そのため、このような規制を受けない株式会社組織の地域銀行と比較して、地域の人口減少・少子高齢化による影響をより大きく受けることになること、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部や金融庁からの要請もあって、地方創生、地域経済活性化のための「地域密着型金融」というビジネスモデルを実践することを使命としているということを述べた。

また、信用金庫単独での役割はもちろん、産学官金労言の連携の重要性について、筆者の実践例を交えながら述べた。

他方、地方公共団体は、行政地域内の人口減少・少子高齢化に直面している。首都圏にある横浜市も行政区域を地域ごとに詳細に見れば、例外ではない。そのため、地方公共団体では、「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」を策定し、「地域密着型行財政」ともいうべき政策対応を図っている。

第31次地方制度調査会は、昨年3月に「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスの在り方に関する答申」(以下「第31次地方制度調査会答申」という。)を内閣総理大臣に提出し、それに応じて本年6月に「地方自治法等の一部を改正する法律」が成立した。これを踏まえ、最近の地方公共団体をめぐる総務省を中心とした議論の経緯を整理しておくことは、地方公共団体との結びつきが強い信用金庫にとっても有益であると考え、本稿にて整理した。

第1に、地方公共団体の自治を高める地方分権改革では、平成12年に「地方分権一括法」が施行され、国と地方の関係が上下の関係から対等の関係に変わり、(1) 機関委任事務制度の廃止と自治事務、法定受託事務等への再編成、(2) 国の関与の抜本的見直し、(3) 国から都道府県、都道府県から市町村への権限委譲などが実施され、地方分権型行政システムが構築された。これにより、各地方公共団体は自らの判断と責任により、地域の実情に沿った行政を展開できることになり、その後施行された地方公共団体の自主性及び自立性を高めるための地方分権改革にかかる諸法律においても、国の規制緩和や権限移譲の流れが継続している。

第2に、基礎自治体の行財政基盤の強化のために、平成11年以来全国的な市町村合併が推進

され、平成10年度末に3,232あった市町村数が、平成28年には1,718となるなど市町村合併は進展したが、依然として人口1万人未満の市町村も497存在している。今後も、人口減少・少子高齢化の進展などに対応し、より効率的な行財政運営を実現すべく、市町村合併等により基礎自治体自身の体制整備が進められるとともに、核となる都市や周辺市町村との広域連携、都道府県による補完などが図られる必要があるとされている。

このうち、三大都市圏内の市町村では、人口急増期の公共施設の老朽化が進み、地方圏を上回る急速な高齢化の進行が予想されることから、「フルセットの行政」から脱却し、市町村間で水平的・相互補完的に役割を分担をしていくことも考えられている。

三大都市圏以外の地方圏に目を向けると、広域連携が可能な市町村では、相当の規模と中核性を備える圏域において核となる都市と近隣市町村が連携協約制度を活用して、「コンパクト化とネットワーク化」により経済成長のけん引、高次都市機能の集積・強化及び生活関連機能サービスの向上を行うことを目的に、「連携中枢都市圏構想」（従来からの「定住自立圏構想」）を実現するよう促されている。

なお、広域連携が困難な条件不利地域の市町村では、都道府県による補完も選択肢であるとされている。

第3に、地方公共団体は厳しい財政状況や地域経済の状況等を背景に、簡素で効率的な行財政システムを構築し、自らの行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の維持向上に努めるなど、行政改革に取り組むことが求められている。

「第31次地方制度調査会答申」では、住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、事務の適正性を確保する要請が高まるとし、長、監査委員等、議会、住民が役割分担の方向性を共有しながら、それぞれの強みを生かして事務を実践することが重要であるとしている。さらに、「地方自治法等の一部を改正する法律」で、都道府県知事及び指定都市の市長は内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備し、毎会計年度内部統制報告書を作成し、監査委員の意見を付して議会に提出することとなった。また、監査制度の充実強化も図られることとなった。

要約すれば、地方公共団体においては、人口減少・少子高齢化に直面し、(1) 地域の実情に合った行財政運営を実施していくために、地方分権改革のもと自主性・自立性が保証され、(2) 行財政の持続的・効率的運営による行財政基盤強化のための合併と広域連携というフレームワークが準備された。また、(3) 地方公共団体の行財政運営のための内部統制、監査制度の充実といったガバナンスの強化が、統一的な基準により作成・開示することで行財政運営の透明性や効率性・適正性を目指す地方公会計の実施とともに図られようとしている。

そこで、地域金融機関とりわけ信用金庫は、上述の地方公共団体の最近の動向を十分に認識し、地域の人口減少・少子高齢化という共通の課題を解決するパートナーとして相互に連携して、地方創生に取り組んでいただきたい。